

掛川市告示第48号

掛川市子ども医療費助成要綱（平成17年掛川市告示第22号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

掛川市長 松井三郎

第2条第2号中「9歳」を「12歳」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。